

**霧島市地域公共交通等
乗務員等確保支援事業
補助金申請要領
(就労支援補助金)**

霧島市商工観光部 商工振興課
(令和6年7月)

1 地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金（就労支援補助金）について

地域に不可欠な地域公共交通等を確保するため、市内の路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に雇用された乗務員又は運転手に対して、霧島市が交付する補助金になります。

2 補助対象者

市内の路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に雇用された乗務員又は運転手で以下の(1)～(3)の全てを満たすもの。

- (1) 本市内に営業所を有し、かつ、本市内にて運行を行う路線バス事業者、タクシー事業者又は自動車運転代行業者に、令和6年4月1日以降に、期間の定めがない無期雇用契約で雇用され、フルタイムで働く職員として新規就職又は復職した者で、新規就職又は復職した日から3か月が経過したもの。ただし、市内同事業者から新たに転職した者は除きます。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員でないこと。

3 給付額

一人につき定額 **20** 万円

※補助金の交付は一人につき1回に限ります。

4 提出書類等

申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

■ 申請時提出書類

- ア 申請書類チェックリスト
- イ 申請書兼請求書（第1号様式）
- ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）
- エ 経歴書（第3号様式）
- オ 雇用契約書の写し
- カ 運転免許証の写し
- キ 補助金の振込先口座に係る通帳の写し

■その他提出書類

霧島市外に居住している方は、上記書類に加え、居住市町の「滞納なし証明書」を提出してください。

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

令和7年2月28日(金) ※消印有効

(2) 申請方法

原則として**郵送**

※ 窓口の混雑防止及び円滑な給付を行うため、郵送での申請に御協力をお願いします。

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所商工振興課

「霧島市地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日とします。

↓

②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③交付・確定決定通知書の送付

↓

④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「霧島市商工振興」

現金での支給はできません。

「**キリマシヨウコウシヨウ**」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合がありますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

霧島市商工観光部 商工振興課

電話：0995-64-0912

FAX：0995-64-0958

メール：shou-seisaku@city-kirishima.jp

URL：https://www.city-kirishima.jp

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時
様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

地域公共交通等乗務員等確保支援事業補助金

検索 